

診療・検査医療機関 管理者 殿

新型コロナウイルス感染症患者入院受入医療機関 管理者 殿

東京都福祉保健局感染症対策部長

新型コロナウイルス感染症の発生届限定化に伴う都の対応について

今般、令和4年9月20日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」（以下、「国事務連絡」という。）により、新型コロナウイルス感染症の発生届出対象の患者（以下、「届出対象患者」という。）が限定されることを受け、届出対象外となる患者（以下、「届出対象外患者」という。）の取扱い等、都における対応を下記の通り取りまとめましたので、適切に御対応いただきますよう、お願いいたします。

なお、本通知記載以外の事項については、国事務連絡に基づく対応をお願いいたします。

記

1 発生届の提出が必要な患者について

(1) 発生届の対象

① 65歳以上の者

② 入院を要する者

※診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性があるとして医師が判断した場合も含まれる。

③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者

又は

重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者

④ 妊婦

※ 入院の必要性、重症化リスクの判断に当たっては、乳幼児、小児であること、透析患者、本人から申告された健康診断結果、独居等の社会的要因などの状況を総合的に考慮してください。

【参考】新型コロナウイルス感染後の20歳未満の死亡例に関する積極的疫学調査（第一報）：2022年8月31日現在

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2559-cfeir/11480-20-2022-8-31.html>

【③の新型コロナ治療薬の範囲（厚生労働省告示により指定されたもの）】

（令和4年9月20日時点においては、以下の通り）

- 一 ロナプリーブ（カシリビマブ・イムデビマブ）
- 二 ステロイド薬
- 三 ゼビュディ（ソトロビマブ）
- 四 トシリズマブ
- 五 パキロビッド（ニルマトレルビル・リトナビル）
- 六 バリシチニブ
- 七 ラゲブリオ（モルヌピラビル）
- 八 ベクルリー（レムデシビル）

【死亡者について】

患者が死亡した場合（死後に感染が明らかになった場合を含む。）については、対象の限定は行わず、全数について発生届の提出がなされます。

（2）発生届作成のタイミング

発生届は、発生届の対象基準に該当することを医師が診断した場合に提出いただくこととなります。そのため、診断時に1（1）に定められた発生届の対象に該当しなくとも、療養期間中において、改めて基準を満たすと診断した場合、その時点で発生届の提出をお願いいたします。

【例】当初、発生届対象外患者だった者が、その後体調が急変し、入院が必要と診断された場合には、診断した医師が発生届を提出することとなります。なお救急搬送された場合については、入院先の医療機関において発生届を提出いただくこととなります。

（3）発生届の提出方法

届出はHER-SYS入力を原則とし、入力環境が整わない等のやむを得ない場合に限りFAX（都様式）による報告となります。入力項目の詳細は別紙1「HER-SYS入力及び発生届記載時の留意事項」を御確認ください。

なお、体調急変時の入院等、当該届出対象外患者に対し、担当保健所等が既に対応を実施している場合があります。

患者入院時の発生届の作成については以下の通りです。詳細は別紙2「患者入院時における発生届の作成の要否について」を御確認ください。

ア 保健所、都入院調整本部、東京都新型コロナ夜間入院調整窓口で入院調整を実施した場合は、当該患者の発生届の提出の有無について保健所等からお伝えしますので、入院時点で発生届の提出がない患者については、発生届の作成をお願いします。

イ 入院調整を経ずに入院となった患者の場合は、既に他院において診断を受けているか、その際に届出対象となると告知されているかを患者本人に御確認いただき、届出対象外となっている場合又は確認ができない場合は発生届の作成をお願いします。

また、患者が他院で診断済み、かつ届出対象の場合、発生届の作成は不要ですが、

入院した事実について保健所が探知できない場合があるため、患者居所を管轄している保健所に御連絡ください。

【入院調整を経ずに入院となった患者への対応】

確認事項		発生届作成	勧告保健所	対応
①診断の有無	②発生届対象			
有	対象	不要	居所保健所	居所保健所に御連絡ください。
有	対象外	必要	居所保健所	発生届を登録していただく際、「医師が必要と認める事項」欄に「診断時届出対象外」と記載してください。
無	対象外	必要	医療機関所在地保健所	従来通り、医療機関所在地保健所に発生届を御提出ください。

2 届出対象外患者の感染症法上の位置づけについて

令和4年9月25日までは、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、全員が届出の対象となりますが、26日以降は、1（1）に定める患者を除き、診断後に発生届を提出いただく必要はございません。このためほとんどの方は届出対象とはなりません。届出がなくとも診断されたことをもって感染症法に基づく各種対応を担当保健所が実施することとなります。

（1）届出対象外患者の担当保健所の考え方

最初の診断時点における患者の居所（※）を管轄している保健所が担当保健所（以下「居所保健所」という。）となります。

※ 居所とは、住民登録の有無にかかわらず、生活の本拠または相当程度居住している場所。

【例】 自宅療養中の届出対象外患者については、居所保健所が担当となります。その後、療養中に体調が急変し、保健所管轄外の医療機関に入院した場合、発生届が医療機所在地保健所宛に提出されますが、担当については引き続き居所保健所となります。

この際、入院勧告を実施するのは居所保健所となりますので、必ず居所保健所に患者が入院した旨を御連絡ください。

（2）届出対象外患者情報の陽性者登録センターへの登録について

届出対象外患者については、東京都陽性者登録センター（以下、「陽性者登録センター」という。）に当該患者が自身で申請し登録された場合は、保健所に情報共有されます。

陽性者登録センターへの登録は任意ですが、登録しなかった届出対象外患者については、都が実施する支援のうち配食・パルスオキシメーターの送付、健康観察、療養施設における療養の支援が受けられないため、支援を希望する場合には登録が必要である旨を必ず伝達してください。

また、登録がない患者に対し入院調整等が必要となった際、保健所又は都において、当該患者が新型コロナウイルス感染症と診断された患者であるかを確認する場合があります。

す。確認方法については、患者本人が所持する陽性であることを確認できる書類に基づき確認を実施することを原則としますが、それらによって確認することができない場合に、保健所等から診断元の医療機関に対し、診断の有無について確認を求められる場合があります。

患者を診断した場合の説明資料として別紙3「患者配布用リーフレット」を作成いたしましたので、患者への説明の際に御活用ください。本資料については、当該患者が、医療機関において診断されたことを説明できる書類として活用可能となりますので、作成・配布につき御協力ください。

(3) 医療機関による健康観察について

発生届が提出されている方については、発生届の対象者の限定化後においても、「診療・検査医療機関による健康観察等支援事業」において、協力医療機関の健康観察の対象となります。

また、「診療・検査医療機関による健康観察等支援事業」の対象とはなりません、HER-SYS の「発生届の提出前に使用」メニューから ID 管理情報を登録することで HER-SYS の健康管理機能を使用することが可能です。必要に応じて活用ください。

3 患者診断数の報告等について

今後、新型コロナウイルス感染症患者数について、医療機関において診断された**発生届対象者、対象外の患者を含めた全ての患者人数を報告していただきます。**

貴院において診断された全ての患者について、年代別の人数について、原則 HER-SYS による報告をお願いいたします。入力環境が整わない等のやむを得ない場合に限り、別紙4「新型コロナウイルス感染症患者日時報告様式」を用い FAX にて保健所に御報告ください。

HER-SYS での報告及び FAX による報告はいずれも 1 日 1 回とし、当日分に算定できなかった件数については、翌日分に追加してください。新型コロナウイルス感染症患者を診療しなかった日や、休診日においてはこの限りではありません。

また、**死亡事例の報告については、現行の対応を継続いたします**ので、引き続き迅速な管轄保健所への御報告をお願いいたします。

4 自己検査で陽性だった方から相談があった場合について

(1) 重症化リスクが低いと考えられる方が発症し、受診前に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定される体外診断用医薬品として承認を受けた抗原定性検査キット等での自主検査(**都が有症状者や濃厚接触者向けに配布する抗原定性検査キットを用いた自主検査を含む**)を実施した場合、医師の判断で、受診時に再度の検査を行うことなく、本人が提示する自主検査の検査結果をもって確定診断を実施して差し支えありません。

(2) 無症状の方が、都の PCR 等検査無料化事業による検査を受検した場合、医師の判断で、受診時に再度の検査を行うことなく、本人が提示する検査結果をもって確定診断を実施して差し支えありません。

5 症状がある方や陽性者との濃厚接触の訴えがあった方への自主検査等の対応について

(1) 患者との接触があった場合、引き続き当該接触者は濃厚接触者として行動制限が

実施されます。現在、都内においては、「濃厚接触者に係る特定や行動制限の変更について」の考え方にに基づき、保健所を介さず、陽性者本人からの連絡により濃厚接触者が特定したものとみなされる場合があります。

また、感染急拡大に伴う検査・受診の集中を緩和するため、新型コロナを疑う症状がある方（有症状者）や濃厚接触者となられた方に対し、発熱などの症状が出た際に、御自身で検査を実施いただけるよう、抗原定性検査キットを配布しております。

自身で検査を実施した場合、医師の判断で、受診時に再度の検査を行うことなく、本人が提示する検査結果をもって確定診断を実施して差し支えありません。

(2) 無症状の濃厚接触者への対応について

自身で検査を実施していない受診者から、同居者等での陽性者が確認されたため、濃厚接触の可能性があると訴えがあった場合については、これまで受診時の症状の有無等にかかわらず、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準」において、感染が疑われる要件とされる「医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う」に基づき、柔軟に行政検査（保険診療）対象者としてご対応いただいております。

現在、発生届対象外の方については、自主検査の結果、陽性が判明した場合には陽性者登録センターへの登録が可能となっており、また、抗原定性キットはOTC化により現在インターネット等での購入も可能となっております。このため、貴院での検査実施については、相談者の事情及び感染状況を踏まえ、引き続き柔軟に御対応ください。

(3) 濃厚接触者として検査を実施された場合については、当該濃厚接触者を原則として

B.1.1.529系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取扱い、原則5日間の自宅での待機有症状時の対応等についてもご指導ください（濃厚接触者への日々の健康状況の確認は不要です。）。

(4) 濃厚接触者の判断につきましては、以下の定義を参考としてください。

○ 濃厚接触者の定義（国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」より抜粋）

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む）の感染可能期間において当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策

なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

【参考】「東京都において実施するオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施方法について」

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/shien/coronamidika.files/noukousessyokusya.pdf

【参考】「発熱等の症状がある方のための検査キット申込サイト」

<https://tokyo-onsettestkit.jp/>

「濃厚接触者となられた方のための検査キット申込サイト」

<https://tokyo-testkit.jp/>

(問合せ先) 東京都検査キット直接配送事務局 0570-020-205 (9時00分～19時00分)

6 陽性判明時の対応について

以下について、陽性者へのご案内をお願いいたします。

(1) 相談窓口の案内（詳細は別紙5「各フォローアップセンターの連絡先電話番号について」参照）

① 体調不良の際の窓口

陽性者本人の体調が思わしくない場合に相談できる自宅療養者フォローアップセンター「24時間対応の自宅療養者専用相談窓口」

陽性者を担当する保健所の所管地域によって連絡先の番号が異なります。

なお、この窓口は、陽性と診断された患者専用となっております。それ以外の方への案内や、ホームページへの掲載等は御遠慮願います。

ア 第1フォローアップセンター（主に区中央部・南部地域） 電話 050-3352-2000

イ 第2フォローアップセンター（主に区北部・東部地域） 電話 0570-058-655

ウ 第3フォローアップセンター（主に杉並区及び多摩地域） 電話 050-3629-9140

エ 第4フォローアップセンター（主に区西部地域） 電話 050-3665-8018

※ 担当区域、連絡先は別途連絡します。

② 自宅療養サポートセンター（通称うちさぼ東京）

保健所、医療機関、フォローアップセンターの健康観察の対象とならない症状の軽い方、無症状の方が体調悪化時などに相談する窓口（24時間対応）

電話番号：0120-670-440

③ 一般相談の窓口

医療・健康面以外の相談ができる「新型コロナウイルス感染症電話相談窓口」

相談内容：新型コロナウイルス感染症に関すること（予防・症状への対応など）

受付時間：9時00分～22時00分、土・日・祝日を含む毎日

電話番号：0570-550571

上記の①～③の窓口の連絡先を別紙2「患者配布用リーフレット」とともに、確実にご案内いただくようお願いいたします。

(2) 医療機関連絡先の案内

自宅療養者の健康観察を実施していただいている医療機関におかれましては、自宅療養者が体調悪化した場合に連絡できるように、自医療機関の連絡先を確実にご案内ください。

(3) 濃厚接触者への連絡についての案内

陽性者本人から濃厚接触者と考えられる方に連絡いただくよう、依頼してください。陽性者から濃厚接触者に対して伝えるべき事項について、別紙6「陽性者から濃厚接触者の方へ・濃厚接触者となった場合の流れ」にまとめてありますので、あわせて御周知をお願いいたします。

7 みなし陽性制度について

受診時に、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった旨の申し出があった場合、医師の判断により検査を行わなくても臨床症状で診断を行い、届出の際は疑似症患者として届け出ることを可能とすることは、令和4年7月14日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴う対応について（依頼）」によりお示ししていたところです。

この、いわゆる「みなし陽性」制度については、地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている等の場合に、患者の症状や重症化リスク等に応じて、適切な医療の提供を確保することを目的に運用している制度です。

今般、抗原定性キットのOTC化に伴い薬局等で処方箋なしに入手が可能になったことや、届出対象外患者については、抗原定性キットの検査結果に基づき診療・検査医療機関を受診することなく、陽性者登録センターにおいて陽性者として登録し、各種支援につなげることができる体制が整いました。

そのため、都においては、9月26日以降、「みなし陽性」は陽性となった保護者の同居する子（小児）が発症するなど、抗原定性検査による自己採取が行えず、かつ診療・検査医療機関への受診が困難な場合にのみ適用を可能とします。

8 備考

国通知（令和4年9月20日最終改正）において、HER-SYSの追加機能が実施されるまでの9月26日から29日の間、発生届対象外となる方の管理について、従来通りHER-SYS上の発生届の提出画面を利用可能とする暫定的な運用が示されましたが、都において当該運用は、実施いたしません。

【担当者及び連絡先】

発生届の内容及びみなし陽性に関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 防疫担当

電話：03-5320-4088

陽性者登録センターに関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 保健所連携支援担当

電話：03-5320-5958

自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）に関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 保健所連携支援担当

電話：03-5320-4272

自宅療養者フォローアップセンターに関すること

福祉保健局感染症対策部保健所支援推進担当

電話：03-5320-4268

宿泊療養に関すること

福祉保健局感染症対策部事業推進課宿泊施設担当

①施設の運営：03-5320-4479（ホテル総括班）

②入所調整：03-5320-4255（宿泊療養調整本部）

治療薬に関すること

福祉保健局感染症対策部事業推進課 抗体カクテル療法促進担当

電話：03-5320-5908

自宅療養者等への医療支援に関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 保健所連携支援担当

電話：03-5320-5880

診療・検査医療機関による健康観察等支援事業に関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 保健所連携支援担当

電話：03-5320-4096

医療費公費負担に関すること（検査に関することは除く）

福祉保健局感染症対策部計画課 指導調整担当

電話：03-5320-4381